令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離
各階平面図	各階平面図
法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積
二面以上の立面図	二面以上の立面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
二面以上の断面図	二面以上の断面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書
居室の床面積	居室の床面積
開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当することの確認に必要な図書	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物
令第十九条第二項第四号に規定する国土交通大臣が定める児童福祉施設等に該当する建築物	
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	
三～五　（略）	三～五　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつ

令第二十条第二項第一号に規定する水平距離	令第二十条第二項第一号に規定する水平距離
各階平面図	各階平面図
法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積	法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積
二面以上の立面図	二面以上の立面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
二面以上の断面図	二面以上の断面図
令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離
開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書
居室の床面積	居室の床面積
開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法
令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項	令第十九条第三項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項
令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物	令第十九条第三項ただし書の規定が適用される居室を有する建築物
三～五　（略）	三～五　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）

5　第一項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の計画に係る確認の申請書にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、